

長浜市公売公告兼見積価額公告

次のとおり差押財産の公売を行うので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び99条の規定の例により公告する。

令和7年8月18日

長浜市長 浅見 宣義

公売公告兼見積価額公告

売却区分	公 売 財 産 (名称、性質、所在等)	公 保 証 金	見 積 価 額 (最低公売価額)
公見積 公売保価 財産証額 金	1 【土地】 長浜市七条町西ノ辻43番2 宅地 343.30㎡	29万円	286万円
公 売 方 法		入札	
入札の 日 時	入 札	令和7年10月22日（水） 午前10時00分から 令和7年10月22日（水） 午前10時30分まで	
	開 札	令和7年10月22日（水） 午前10時30分	
公 売 場 所		滋賀県長浜市八幡東町632番地 長浜市役所本庁舎1階 多目的ルーム2	
売 却 決 定		日時	令和7年10月29日（水） 午前10時00分
		場所	滋賀県長浜市八幡東町632番地 長浜市役所 1階 滞納整理課
代 金 納 付 期 限		令和7年10月29日（水） 午前10時30分	
買受人についての資格 その他の要件		1 国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。 2 長浜市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、買受人となることはできません。	

<p>その他</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手（銀行、信用金庫等の振出しのもの又はこれらの金融機関の支払い保証のあるものに限る。）でなければ納付できません。</li> <li>2 記名人は、入札者本人に限ります。代理の場合は委任状を持参してください（身分を証明するものが必要です。）。</li> <li>3 公売保証金の提供を要する公売財産についての入札は、その提供後でなければできません。</li> <li>4 一度行った入札は、変更又は取消しはできません。</li> <li>5 見積価額以上の入札者のうち、最高価額のことを最高価申込者と決定します。</li> <li>6 最高価格の入札者が複数あるときは、直ちに、それらの者による追加入札を行います。但し、追加入札後も最高価格の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。</li> <li>7 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。</li> <li>8 入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を実施することがあります。</li> <li>9 公売財産に係る市税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは、売却決定を取り消します。</li> <li>10 公売財産の権利及び危険負担の移転時期は買受代金の納付があったときです。また、公売財産の引渡しは、現状有姿により行います。</li> <li>11 長浜市は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。</li> <li>12 公売財産の権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は買受人の負担となります。</li> <li>13 その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。</li> <li>14 公売財産が不動産の場合、長浜市は引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やごみなどの撤去、占有者の立退きなどは、すべて買受人自身で行ってください。また、隣地との境界画定は、買受人と隣地所有者との間で行ってください。長浜市は関与しません。</li> </ol>
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p>	
<p>この公売財産の換価代金について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を本市滞納整理課に申し出てください。</p>	